

国際 F J 級規則 2003

平成 15 年 3 月 1 日部分改正

1. 総 則

1. F J はワンデザイン級である。
本規則の意図するところは艇が艇型、艇体重量、センターボードおよび舵板の形状、マストとその重量、セールプランにおいて出来る限り同一性を確保することにある。
2. 本クラスの公式の言語は英語とし、解釈上の問題点については英文規則書が優先する。
3. 本規則は、図面、計測定規、計測図と相互に補完する。
解釈はすべて I S A F が行うが国際 F J 協会 (I F J O) と協議することが出来る。
4. 本規則、計測定規や図面間の相違点については I S A F に照会するものとする。
5. その国に管轄当局がないか、或はその当局が本クラスの管轄をしない国においては、本規則上指定された機能は I F J O のような代表として委任されたもの (国内協会) が行う。
6. I S A F や I F J O は本規則や図面或は之等から生じる紛争に関しては何如なる法律上の責任も引受けることはない。

2. 建 造 者

1. F J はどのような造船所でも、素人の手で作ってもよく、建造上の許可証も必要ない。

3. 国際クラスフィー

1. 国際クラスフィーの額は隔年 I F J O と協議し I S A F により再検討される。
2. 国際クラスフィーの徴収と分配の責任は I S A F にある。
国際クラスフィーは最終的に計測と登録が行われると否に拘らず、各艇毎に造船者が支払うものとする。国際クラスフィーは 2003 年現在 41.82 英ポンドである。
(日本 F J 協会では、登録計測料と共に 40,000 円とする。)
3. 支払いは I S A F に対し行い、 I S A F は国際クラスフィー領収書と銘板を渡すものとする。
国際クラスフィーの銘板は造船所が艇体に取り付け、領収書は艇のオーナーに渡される。
4. 1972 年 7 月 1 日以前に計測登録された艇は国際クラスフィーの銘板は必要としない。

4. 登 録

1. 有効な計測証明書と国際クラスフィーの銘板のない艇は本クラスのレースに参加することは許されない。(規則 3-4 参照)
2. 日本 F J 協会はセール番号を発行し、そのセール番号は一連のもので、且つ、国際競技に出場する艇はその番号の前に国籍文字 (J P N、1993 年 4 月 1 日前計測分は J) を付けるものとする。
日本 F J 協会は国際クラスフィーを受取った後、セール番号を発行するものとする。
3. 同一国内で登録された艇で、同一船名のものが 2 隻あってはならない。
4. 証明書の取得は次の通りとする。(本項は日本 F J 協会の特別規定) 原規則は括弧内に示す。
() 日本 F J 協会は多数艇分を一括して国際クラスフィーを I S A F に支払う。オーナー又は造船所から国際クラスフィーの支払いがあったとき日本 F J 協会はセール番号を発行する。
() オーナー又は造船所は当協会の公式計測員によりその艇の計測を受けなければならない。
公式計測員は本規則により記入した計測書 3 部を作成し、その 1 部はオーナー又は造船所に対し計測証明書として発行する。1 部は日本 F J 協会に送付し、1 部は公式計測員の控とする。

造船所は艇を計測証明書とともにオーナーに引き渡さなければならない。

(原規則() オーナー又は造船所は国際クラスフィー領収書を同封し、同時に希望する船名を申し出てセール番号の交付を該当協会に申請するものとする。

該当F J協会は国際クラスフィー領収書にセール番号を記入する。

() オーナー又は造船所は当協会の公式計測員によりその艇の計測を受けなければならない。

本規則により記入された計測書3部が艇のオーナーに与えられる。

() オーナーは記入済の計測書3部を登録料と共に該当協会に送付しなければならない。これを受取り次第該当協会はオーナーに計測証明書を発行する。

本証明書は計測書に記入された事項を含むものである。)

5. 所有権が移転した場合、証明書は無効となるが再計測は必要としない。新オーナーはこの際旧証明書を返却すると共に必要事項を記入して、当協会へ新証明書の交付を申請することが出来る(登録変更手数料は不要)。新計測証明書か訂正した原計測証明書がオーナーに交付される。
6. オーナー所有の艇体・スパー類・セール・艀装品を常にクラス規則に合致させ、且つ、艇・スパー類・セール或は艀装品を改造復旧や修理により常に計測証明書を無効にしないようにするのはオーナーの責任である。
7. これらの規則に包含されている事項の如何に拘らず、I S A F又は当協会は、どの艇に対しても計測証明書の発行を拒否又は回収する権限を有する。
8. I F J Oは定期的に各国F J協会からセール番号、発行済証明書の明細と共にオーナーの氏名、住所及び計測書又は計測証明書のコピーを報告を求めるものとする。

5. 計 測

1. 本協会の公式計測員のみが、艇・スパー・セール・艀装品を計測し、本規則に合致しているという判定署名を計測書に記入するものとする。
2. 計測許容公差は正当な建造上の誤差のみを許すためのものであって、デザインを故意に変更するために使用されてはならない。
異常であるとか、艇の本来の性格から逸脱するとか、本クラスの全体の利益に反するとか見做されるものを全て計測員は計測書により報告しなければならない。この場合、本規則の明確な要求事項を満たしていても証明書が発行されないことがある。
3. 計測員は自己の所有、又は自身の建造したもの、或は利害関係を有している艇・セール・スパー・艀装品の計測は出来ない。
4. 新調又は重大な改造を加えたセールは公式計測員により計測され、計測員はセールのタック、スピネッカーではトップの近くにスタンプ又はサインをし日付を記入しなければならない。
5. 公式計測に使用するテンプレートはI S A Fより供給されるものとする。
テンプレートはヒンジなしの全幅か、固定出来るようになった半幅の折畳みのものとする。
6. 半幅のテンプレートを使用し上述のテンプレートで計測されてない、1980年4月1日前のモールドで建造され、且つ、1982年4月1日前に計測された艇は、将来もすべてのレースに権利を有する。
7. すべての艇・スパー・セール及び艀装品は現行規則又は証明書が発行された時点での該当規則の何れかに適合しなければならない。どのような改造、復旧でも現行規則に合致すべきである。
8. すべての艇体・スパー類・セール及び艀装品は、本協会又はレース委員会の裁量による再計測を受けなければならない。

6. 識別マーク

1. 艇体は刻印又は消えない印の何れかでセンターケースの背又は頂部に、又はシュラウド金物の近くに高さ25mm以上の文字でセール番号と国籍文字を付けなければならない。艇が他国に売却されたときは前のマークに付け加えて新しいセール番号と国籍文字を付けなければならない。
2. 艇体にはコックピットの内部で見え易い箇所に国際クラスフィーの銘板を取付けなければならない。
3. メイン・セールとスピネッカーは規則 19(3)に示す識別マークを付けなければならない。
4. すべての記号、マーク及び番号は耐久力のある材料で確実に取付けられねばならない。消えないインキで明瞭に描かれた記号、マークおよび番号も又承認される。

7. 構造

1. 艇体の構造、甲板、コクピットの配置は任意である。図面は部材寸法の例示と共に推奨する構造形状を示している。
2. 甲板はデッキライン上30mmを越える部分があってはならない。波除けは甲板の一部ではない。
3. 「デッキライン」とは中心線上に於けるトランサムの上縁とステム（除金物）の最高点を結ぶ仮想線である。
4. センターボードケース・スオート・肋板・敷板の構造、寸法は任意である。
5. センターボードスロットは、キールに沿って測り、トランサムの後面より 2,262mm（最大）と 1,288mm（最小）の間にあること。ダガーボード取付の場合はキールに沿って測り、トランサムの後面より 1,588mmを越えてセンターボードスロットの後端があってはならない。センターボードスロットの幅は40mmを越えてはならない。
6. トランサムは図面に示すように艇の最後端に取付けねばならない。
7. センターライン上におけるトランサムの高さは $400\text{mm} \pm 6\text{mm}$ である。
8. トランサムとキールの成す角度は $84^\circ \pm 6^\circ$ である。
9. 艇体外面とトランサムが接する所は、その丸みが半径10mmを超えてはならない。
10. 艇の長さを伸ばすような排水フラップを取付けてはならない。
11. 防舷材はシャーラインにその上縁を合せて取付け、且つ、ステムの前端より50mm、トランサムの後方50mmを超えて伸ばしてはならない。防舷材の幅は固定の甲板を部分的に有する艇では外板外面より 5mm以上50mm以内、甲板のない艇では 5mm以上90mm以内とする。内側防舷材の幅は甲板のない艇では 5mm以上35mm以内とする。防舷材の深さは35mmを超えてはならない。
12. キールバンドは任意である。キールバンドを付ける場合は厚さ $4\text{mm} \pm 1\text{mm}$ 、幅 $7.5\text{mm} \pm 1\text{mm}$ でキールとステムの外表面全長に取付け、センターボードスロット回りでは2列に取付けなければならない。キールバンドは船殻に埋め込むとか滑らかな曲線になるようにしてはならない。

8. 艇体の計測

1. キールの反りの計測(H)は正の偏差と負の偏差の合計が10mmを超えてはならない。テンプレート一式は図示による。艇の各断面形状をテンプレートで計測したとき最大の正と負の偏差の合計は10mmを超えてはならない。(この意味は最大と最小の間隙の差は10mmを超えてはならない。)
2. 艇体はオフセットテーブルによって規制される線図、即ち原寸の断面図・ステム並びにトランサムに対し確認され、又計測図に従って計測されねばならない。
 - i. 船殻の計測では正の最大偏差と負の最大偏差の合計は10mmを超えてはならない。(船殻の計測は計測図に示すキール上の基準線とキールの距離で測る。)

- ii. 各々の幅の許容誤差は $\pm 10\text{mm}$ である。(幅の計測は計測図による。)
 - iii. テンプレートによりチェックされた各断面の正の最大偏差と負の最大偏差の合計(正負の符号のみを取除く。即ち $+$, $-$ を取除く。)は 10mm を超えてはならない。
 - 3. 金物及び防舷材を除く艇の全長は $4,030\text{mm} \pm 10\text{mm}$ とする。
 - 4. 第9断面にステム用テンプレートの後端を 6mm 以内に位置させた時、シヤーラインでのそのテンプレート上端とステムのデッキ上面との垂直距離は 12mm を超えてはならない。テンプレート両端の突起の間はステムに接しているか 6mm 以内の間隔であること。
 - 5. 各断面のテンプレートは次のように置く。
 - i. テンプレートを両舷側材とキール上に印した点を通る仮想面に完全に合せる。
 - ii. テンプレートの突起を外板面に付ける。
 - iii. キール側の端を中心線に合せる。若しキールが艇の中心にない場合は、その断面のシヤーラインから等距離の箇所に合せる。
1断面の両舷におけるプラス、マイナスの偏差の合計が 10mm を超えてはならない。
防舷材はテンプレートの突起が外板に接するのを妨げてはならない。
シヤーラインでのテンプレートの上端から甲板の上端迄の垂直距離は 12mm を超えてはならない。
- 計測図参照。

9. 浮力

- 1. 艇は転覆又は水が一杯になった場合 150kg を乗せて略水平に浮くように十分な浮力用タンクを持つか浮力袋を堅固に艇体に取り付けなければならない。
 1995 年 1月 1日以降建造された艇は最少2ヶの分離したタンクを持たなければならない。
- 2. 艇は体積が $70 \cdot$ 以上の独立の艇首用浮力袋を確実に取付けるかタンク内に入れること。容易に検査出来ること。若し浮力袋が適用し難いときは、艇首浮力袋は独立気泡プラスチックの塊で置き換えることが出来る。
- 3. 艇体の構造は全浮力タンク或は浮力袋の破損に際しても本来浮くようにしなければならない。
- 4. 検査孔は水密になるよう閉鎖され、且つ、艇が浮いているときも、転覆したり水が一杯になったときでも常に外れないような取外し可能の蓋であり、且つ、2次浮力を検査するに十分な大きさでなければならない。
- 5. 計測員は自分で浮力区画が水密であることを確認しなければならない。

10. センターボード又はダガーボード

- 1. 構造と材料は任意である。
- 2. センターボードを最も下した位置で艇より下方の部分が図面の該当部分に対し、底部と後縁が(キールバンドを除く) $\pm 6\text{mm}$ 以内にあることが確認されなければならない。キールより下方に 710mm を越えて下がることのないようセンターボードに止めを付けること。
- 3. センターボードのボルト又は切欠の位置は任意である。
- 4. センターボード又はダガーボードは前縁を後向きにしてはならない。又艇体から出たところでセンターボードの後縁が垂直より前方に回転しないようにしなければならない。
- 5. トリムタブ(補助翼)や類似の装置は禁止される。

11. 舵とチラー

- 1. 舵・チラー・チラーエクステンションの構造と材料は任意である。

2. 舵板の水中部分の形状は原寸大の図面の該当部分に対し、底部と後縁が偏差 $\pm 6\text{mm}$ 内であることが確認されねばならない。
3. 回転式舵板でも良い。舵板の深さは舵板を一杯に下げた位置でトランサムの下端から垂直に測って 600mm を超えてはならない。

12. マスト

1. マストは木又はアルミ合金に限る。
2. マストの位置は任意である。
3. 曲りが固定したマストと回転式マストは禁止されるが、計測バンドの上下端間で 40mm 迄の歪みは許される。
4. リギン（トラピースワイヤーを含む）と通常の艀装品を付け、但しトラピースシステムの取外し可能な物を除きマストの重量は、オンデッキ型で 7kg 、インデッキ型で 7.5kg 以上であること。
5. 幅 10mm 以上の計測用バンドをレース中明瞭に識別出来る対照的な色で、以下の要領によりマストに標示すること。
 - No.1 その上縁がデッキラインの下方にあること。マストがオンデッキ型の場合は不用とし、全ての他のバンドはデッキラインを基準とする。
 - No.2 その上縁がNo.1バンドの上縁より上に 650mm 以内にあること。マストがオンデッキ型の場合はデッキラインより上に 650mm 以内にあること。
 - No.3 その下縁がNo.2バンドの上縁より上に $4,850\text{mm}$ 以内にあること。
 - No.4 その下縁がNo.1バンドの上縁より上に $4,100\text{mm}$ 以内にあること。バンドNo.1,2,3,4は黒のスパーでは白でなければならない。
6. スピネッカーハリヤードの下側の延長線はマストに対して直角に張られた時に、マスト前面とNo.4バンド下縁の上方 45mm 以内で交叉せねばならない。アイとか滑車でハリヤードが導かれるときは、そのどの部分もマスト前面より 51mm を超えて突出してはならない。

13. ブーム

1. ブームは木又はアルミ合金に限る。
2. トラックを含むブーム（他の部品を除く）は、直径 100mm の輪を通り抜けることが出来ねばならない。
3. 当初から曲がったブームは禁止される。但し、計測バンドとブーム前端の間で 20mm 以内の歪みは許される。
4. 幅 10mm 以上の計測バンドをマスト後面より $2,440\text{mm}$ 以内（局所的な凹凸は除く）の所にその内縁があり、レース中明瞭に識別出来るように標示すること。

14. スピネッカーブーム

1. スピネッカーブームをマストに軽く押し当て突出し部のガイロープ接触面でその中心線に直角にしたときマストの中心線の前方でマストから $1,625\text{mm}$ を超えて突出してはならない。
2. ジブを突出すためにスピネッカーブームを使用するときは、風上側のシュラウドに取付けても良い。

15. 静索

1. 静索は任意であるが、直径 2mm 以上のワイヤーフォアステーを取付けること。フォアステーは

甲板面上でステムより 100mm以内の点に取付けるが、防舷材の上ではいけない。
フォアステーはジブから独立させなければならない。

2. 硬くて曲がらないフォアステーとランニングバックステーは禁止される。

16. 動索、シート、金物

1. 動索、シートや金物の材料や形状は任意である。
ジブのタックはフォアステーの取付金物かその後方に取付けること。
2. ヨット競技規則 50.3(a)に反してフェヤーリーダーは防舷材上に取付けても良いが、防舷材の外縁を超えて突出させてはならない。

17. 禁止事項

1. ジブのローラーリーフ装置。
2. スピネッカーシュート
3. 電動の機器

18. 重量

1. 全ての固定された金物、浮力装置、保護用の塗装を含み、セール、スパー、舵、センターボード、取外可能の金物、敷板（船体に接着されたものを除く）その他の艀装品を除き、乾燥状態で艇体重量は75kg以上なければならない。
2. 重量不足(18-1)が発見された艇は補正用重錘を許容最少重量になるように取付けねばならない。補正用重錘の合計重量は 5kgを超えてはならない。補正用重錘は確実で、且つ、見えるような方法で艇体に取り付けねばならない。補正用重錘の合計重量は証明書に記録されねばならない。補正用重錘の変更又は取外しに伴い艇は計測員の再計測を受け、新証明書の発行を受けなければならない。

19. セール

1. 全てのセールは織布でも不織布でも良く曲げ易く柔らかで容易に収納出来ねばならない。
本規則に規定する窓を除きセール本体は以下に規定される隅角の補強部以外はどの方向にも平らに折畳めるように製作されねばならない。セールに有効な張りを持たせるための補強材は夫々の隅角から 320mm以内なら許されるが、その部分はどの方向にも折目の外径が 4mmを超えないように片手で折畳めねばならない。通常のシーム又は広幅のシームより大きい2枚以上の重ね布はすべて補強と見做されるが、接着剤での接着、密なステッチその他の方法で硬くならないようにしたものは許される。接着シームは補強とは見做さない。メイン・セールとジブ・セールは夫々1個の織物でない物の窓が許される。そのような窓は 0.3m²を超えてはならないし、ラフ・リーチ・フットからメインセールでは 150mm、ジブでは 100mmより近くてはならない。
すべてのセールは完全に乾燥した状態で、且つ計測する箇所の皺を除くように適当な引張りを加えて平らな面に置き計測されねばならない。計測合格後各セールは特定の日付入りスタンプを捺印し計測員により署名されるものとする。
2. セールは特記事項を除き I S A F 計測手引書により製作され計測されねばならない。
I S A F の計測手引書により製作され計測されるべき重要項目。
補強に連続した部分はセール本体と同じクロスの 2 枚以内の補強ならば隅角から 960mm迄許される。(セール本体を含め 3 枚以内)

フラッターパッチ（リーチにおけるシーム補強）はセール本体と同じクロスで許される。
擦切れ防止用の当て布は上記の補強が許される範囲外でもスプレッター・クロスツリーが触れる箇所やヘッドセールのラフが常にスピネッカーブームに接触する箇所であれば許される。

セールの縁縫い（tabling）の幅はラフ・フット・リーチの全長において± 5mm以内でなければならないが、ヘッドセールでは各隅角の補強を越えたところで外向きにテーパーするときは100mm 迄にテーパーしても良い。

3. セール番号・文字・クラス記号は I S R R ヨット競技規則により配置されるものとする。
クラス記号は文字 F J とする。F J は高さ 250mm 以上とする。セール番号と文字の最少寸法は下記の通りとする。

高さ	250mm
幅	165mm（数字 1 と文字 I を除く）
字画の幅	35mm
次の図形との最少間隔	50mm

スピネッカーセールの国籍記号とセールナンバーはセールの前面（又両面でも良い）で明瞭に直ぐ識別出来るようにしなければならない。

4. 通常のクリングル・カニングムホールやリーフ用アイレット以外の故意の開口は許されない。

5. メイン・セール

- i. 3本のセールバテンはリーチを略等分し±60mm内に取付けられること。
- ii. 1個のヘッドボードをつけても良い。ヘッドボードの幅はラフの線に直角に測って最も広い箇所で120mmを越えてはならない。
- iii. セールはどの部分でもブームバンド内縁、No.3バンド下縁を超えて展張されてはならない。ブーム上縁の線の前方への延長線は、No.2バンド上縁より下がってはならない。セールのラフはセットされたとき、No.2とNo.3 バンドの間になければならない。
- iv. 次の計測が行われる。
 - (a) リーチの長さは直線に測ってヘッドボードの上縁前方の角からクリュークリングルの中心下方のボルトロープの下縁迄 5,250mmを越えてはならない。
 - (b) 中段のバテンポケットの長さは775mmを越えてはならない。
 - (c) 下段のバテンポケットの長さは525mmを越えてはならない。
 - (d) 上段のバテンポケットの中心線とラフとの交点は、ヘッドの点から測って、1,290mmを越えてはならない。
 - (e) バテンポケットの幅は、50mmを越えてはならない。
 - (f) 2分の1リーチの点で ラフロープを含むラフの最も近い点迄 1,600mmを越えてはならない。2分の1リーチの点は セールのヘッドとクリューとを折り重ねセールを平らに伸ばして求める。
 - (g) 4分の3リーチの点で ラフロープを含むラフの最も近い点迄 1,015mmを越えてはならない。4分の3リーチの点は セールのヘッドと2分の1リーチの点を折り重ねセールを平らに伸ばして求める。
- v. 幅の計測を回避するためリーチを凹ませてはならない。
- vi. ダブルラフとかルーズフットのメイン・セールは禁止する。

6. ヘッドセール（ジブ）

- i. リーチは直線を超えて伸ばしてはならない。即ちリーチを膨らませてはならない。

ii. 下記寸法を超えてはならない。

ラフ	3,800mm
リーチ	3,500mm
フット	1,950mm
中心寸法	3,660mm

中心寸法はセールスの頂点からフットの中央の最低部の縁迄の寸法とする。フットの中央とはタックとクルーのクリングルを重ね、各半分のフットを均等に伸ばして決定するものとする。計測は計測線上の皺を除く程度に引張り直線に測るものとする。フットは概ね一様な曲線でなければならない(即ち、円弧の一部である)。フットのどの部分でも重ね合せた場合、平らに置いたとき、互いに10mm以内になるように出来なければならない。

iii. ダブルラフのヘッドセールは禁止する。

iv. 計測の場合のヘッドとは、ラフの線に垂直に測ったセールの最高点である。

7. スピネッカー

i. スピネッカーは計測図に従って製作された略中心線に対称で3個の角を持つセールである。ヘッドボード・バテン或は通常の補強(織布でも不織布でも)以外の剛性を持たせる工夫は許されない。

ii. スピネッカーはリーチを相互に重ねて折畳んだ中心線に沿って計測されねばならない。

iii. 中央折目の長さはヘッドとフットの中点の間をセールの折目に沿い測った距離で4,200mmを超えてはならない。中央折目の長さはラフとフットを略水平に持上げ地切した状態でセールの中に巻尺を置いて測る。

iv. クルーとタックのクリングルがセールの縁の外にあるときは計測点はセールのリーチとフットの縁を延長した交点である。

v. レース中は1個のみのスピネッカーを搭載するものとする。

20. 艦装品

1. レース中次の艦装品を搭載しなければならない。

i. 効果的なパドル2本最少長さ950mm、最少重量300g。両方共本来パドルとして使用されるものについて計測する。

ii. セルフペーリングの艇を除き、あか汲み又は吸引式ベラー何れか1個。

iii. 長さ20.00m、直径6mm以上の合織のもやい索1本。

iv. 水を入れることが出来るようなポケットが付いてなく、直ぐ使用出来る適切な個人用浮力衣。(ライフジャケット等)

v. レース要綱に記載されない限り、アンカーを搭載する必要はない。レース要綱に記載された場合はアンカーは最小長さ20.00m、最小径6mmの合織のロープを付け、2.3kgを最少重量とし、アンカーと艇を結んでおくこと。アンカーは常に使用出来る状態でなければならない。

21. トラピース

1. 乗員を艇外に支持する。

2. トラピースを除いて舷外張出し又は伸縮式の舷外張出し装置或は仕掛けと船体・スパー・リギン又は乗員に取付けた乗出し装置の使用は禁止される。

トラピースはボデーベルトに取付けることにより乗員をガネルの外に立たせることを可能にするようマストに直接又は間接に各々の側に1本宛取付けられた2本のワイヤーで構成される。

トラピーズは1度に1人を超えて支持するように使用してはならない。

3. トラピーズのボデーベルトは濡れたときそれ自身の重量で浮き、且つ3kgを超えてはならない。
4. トラピーズを使用出来る最低年齢は12歳とする。

非国際の行事では主催団体又は国内F J協会はトラピーズの使用を禁止しても良い。

22. 乗員

1. レース中I S A Fの規則によるアマチュア2名が乗艇すること。

23. クラス旗

1. 国際信号数字旗No. 1 (女子はNo. 2) を推奨する。

24. 広告

1. 国内協会はI S R R付則による制限された広告を許可しても良い。

25. 公式図面

1. 原寸大の各断面・ステム・センターボード・舵板とオフセットテーブル
2. ラインズ

参考図面

1. 一般配置図
2. 単底構造図 (ダガーボード)
3. 単底構造図 (センターボード)
4. 二重底構造図 (木造)
5. 二重底構造図 (グラスファイバー強化プラスチック造)
6. マストとブーム
7. セールプラン